

三条市教育基本方針（案）

I 教育基本方針策定の趣旨

三条市教育基本方針（以下「基本方針」という。）は、平成 17 年 5 月の合併を機に、新三条市としての教育の方向性を示すものとして初めて策定しました。

そして、他市町村に先駆け推進してきた小中一貫教育を始めとする、当市の豊かな教育環境を将来にわたって持続可能なものとし、未来を創る魅力ある教育を実現するために策定した教育基本方針が、令和 4 年度でその対象期間の終了を迎えたことから、これまで築いてきた教育システムを洗練、深化させつつ、教育環境及び子育て環境の充実を図るため、当市の教育の新たな方向性を示す教育基本方針を策定しました。

II 教育基本方針の構成と計画期間

教育基本方針の構成は、「基本方針」と基本方針を推進していくための「主な施策」とし、計画期間は令和 5 年度から令和 10 年度までの 6 年間とします。なお、期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

III 基本方針と主な施策

これまで本市が築いてきた、小中一貫教育を始めとする豊かな教育環境と幼保小連携の取組を洗練・深化させるとともに、次のことを教育の基本方針として取り組みます。

1 三条市の教育システムの深化

各学校の実情に応じた多様な他者との交流や切磋琢磨の機会を充実させるとともに、ICT の活用など時代の要請に応じていきます。そのために、子どもの教育を支える教員の指導力向上に向けた取組も実施します。

また、子どもたちの活動の機会を確保するため、地域や関係者と連携し、部活動の段階的な地域移行に取り組みます。

【主な施策】

- (1) 教育カリキュラム等の発展、最適化
- (2) 地域に根差した教育の展開
- (3) 選択肢の増加等に向けた部活動の見直し

2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実

通常学級や通級指導教室、特別支援学級などを有機的に連携させた連続性のある多様な学びの場を形成することを通じ、全ての子どもが互いに認め合い、支え合いながら学校生活を送ることができる環境の整備に取り組みます。

いじめや不登校について、子ども自らが考える機会や教職員研修の充実、学校と教育委員会の連携の強化、ICT を活用した遠隔教育など、個々の状況

に応じた子どもの学びを保障するための取組を進めます。

【主な施策】

- (1) 特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システムの構築
- (2) いじめ、不登校対策の充実

3 学校教育を支える基盤の維持・強化

教員の業務の見直しや、地域人材の活用などによる支援体制の強化に取り組むことで、教員が持てる力を発揮し、学習指導や生徒指導といった教員の本来業務である子どもと向き合う時間を確保します。

子どもが安心して学ぶためには、良好な学校施設・設備の維持が必要であることから、計画的な改修・修繕を実施します。

また、ICT教育を始めとした教育を取り巻く様々な社会環境の変化や多様な学習形態に対応するため、学校施設・設備等の機能強化を図ります。

【主な施策】

- (1) 学校教育の中核を担う教員の支援体制の強化
- (2) 良好な学校施設・設備の維持
- (3) 学校施設等の機能強化

4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進

「生きる力の基礎を育てる」ため、保育所等において実施する幼児教育の質の向上を図ります。

また、「遊び」から「学び」へスムーズな接続ができるよう幼保小の連携を着実に推進します。

あわせて、家庭における子どもへの関わりの支援を充実していきます。

【主な施策】

- (1) 幼児教育内容の一層の充実
- (2) 幼稚園・保育所（園）等と小学校の連携の深化
- (3) 家庭、地域と連携した育ちの支援の充実